



平成 28 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 子 孝 夫  
( コード番号 4813 東証マザーズ )  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 専 務 / C F O 室 伏 伸 哉  
( T E L . 0 3 - 6 8 5 3 - 9 0 8 6 )

## 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の

### 非継続（廃止）について

当社は、平成 28 年 3 月 15 日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下、「買収防衛策」といいます。）の継続につきまして、平成 28 年 4 月 13 日開催予定の第 32 回定時株主総会に付議しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

当社は、平成 19 年 4 月 24 日開催の当社第 23 回定時株主総会において買収防衛策を導入し、その後、平成 22 年 4 月 27 日開催の第 26 回定時株主総会及び平成 25 年 4 月 17 日開催の第 29 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、買収防衛策を一部改定のうえ更新し、現在に至っております。買収防衛策の有効期間は、平成 28 年 4 月 13 日開催予定の第 32 回定時株主総会終結の時までとされており、今回の決定により、買収防衛策は更新せず廃止されることとなります。

当社はこれまで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することを目的として買収防衛策を導入・継続し、導入後も、企業価値・株主共同の利益の継続的な維持・向上の観点から、買収防衛策に関わる情勢を含め、買収防衛策の変更及び継続の可否について慎重に検討を進めてまいりました。

その結果、当社取締役会は、当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による株式の大量買付行為に関する整備が進んでいることから、株主の皆様あるいは当社取締役会が株式の大量買付行為に対して適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという、買収防衛策の目的も一定程度担保されるため、現時点においては買収防衛策を継続する意義が相対的に低下してきていると判断いたしました。

このような判断を踏まえて、当社は、平成 28 年 3 月 15 日開催の取締役会において、第 32 回定時株主総会の終結をもって、買収防衛策を継続せず、廃止することを決議した次第であります。

なお、当社は、今後も当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上に取り組んでまいります。また、買収防衛策の廃止後も、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様適切に判断いただくために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上